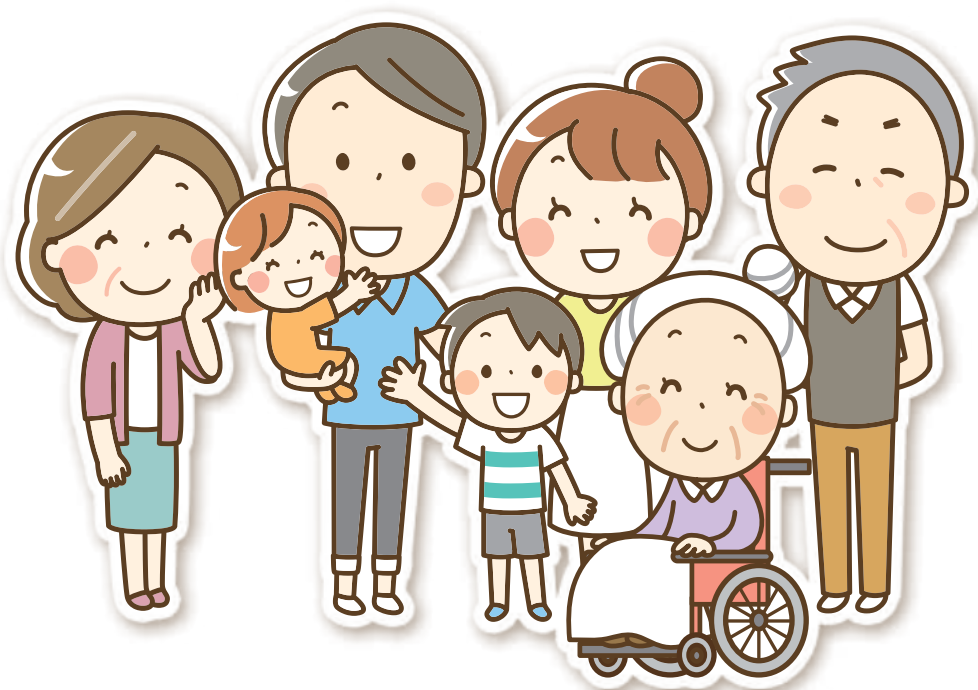


せい かつ ほ ご 生活保護のしおり



せい かつ ほ ご せい ど せつめい
この「しおり」は生活保護の制度について説明したものです。



静岡市

生活保護について

● 生活保護とは

私たちの一生には、思いがけない病気や事故などによって、自分の力だけではどうしても生活できなくなってしまうことがあります。

生活保護とは、生活に困っている人が、精いっぱい努力をしてもなお生活して行けないときに、一定の基準にしたがって健康で文化的な最低限度の生活を保障し、一日も早く自分自身の力で生活できるように援助する制度です。

● 生活保護の目的

生活保護は、資産や能力を活用しても生活に困るすべてのかたに、その状態に応じて必要な保護を行い、その生活を保障するとともに、自立した生活が送れるよう支援することを目的とします。

生活保護決定までの流れ

さまざまな理由で、生活することが難しくなってしまいます。そんな時は、福祉事務所に相談してください。生活保護だけでなく、そのかたの問題解消のため協力します。なお、生活保護の決定には次の手続きが必要になります。

1 相談

お住いの区の福祉事務所で、困っている内容を相談してください。



2 申請

生活保護を希望される場合は、生活保護の申請書類を提出します。

3 調査

生活保護の申請をすると、福祉事務所の職員が生活状況、資産状況などを調査します。調査のあと、生活保護による支援が必要かどうかを審査します。

4 保護開始

生活保護の開始が決定したら、生活保護費が支給されます。
また、ケースワーカーによる自立に向けた支援が開始されます。

それでは、1～4の流れに沿って説明していきます。

1 相談 (生活にお困りになったら…)



生活に困っている、生活保護を受けたいと思ったら、福祉事務所に相談しましょう。相談時には、生活状況や資産状況、親族との交流状況などを確認します。相談の中で、生活保護の制度について詳しく説明を聞き、生活保護を希望される場合には申請をしてください。また、来所だけでなく、電話での相談もできます。

2 申請 (意志があればだれでも)

生活保護を受けるには、保護の申請をすることが必要です。生活保護の申請は、福祉事務所にある申請書類に記入し、提出します。また、申請に伴い、調査に必要な書類や資産状況を確認できる資料なども求めることがあります。

なお、何らかの事情で本人が申請できないときは、親族などが代理で申請することもできます。

※ただし、暴力団員は生活保護を受けることができません。

3 調査 (調査内容と制度について)

ここでは、生活保護の決定に関わるものについて説明していきます。

● 生活保護と資産の関係

生活保護の申請を受けると、銀行や生命保険会社などに資産調査を行います。預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、高価な貴金属など売却や活用が可能な資産がある場合には、その資産を売却して最低生活費に充てていただくこともあります。

ただし、居住用の不動産は保有が認められる場合があります。また、個別の事情によっては、自動車やオートバイ、生命保険、学資保険の保有が認められる場合もありますので、相談してください。

● 能力の活用

働ける能力があるかたは、その能力に応じて働く必要があります。

なお、求職活動をするにあたり、就労支援や職業訓練等の支援も行っています。

病気や障がい、その他の理由で働けないかたは、その問題解決を優先とします。



● 扶養義務について

親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のあるかたから援助を受けることができる場合は受けてください。

なお、親族の扶養は、可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族がいることで、生活保護が受けられないということにはなりません。

また、DV(家庭内暴力)や虐待など特別な事情がある場合には、親族への照会を見合わせることもあるため、事前に相談してください。



● ほかの制度の活用



生活保護以外にも年金、各種手当、医療助成、社会保障制度など、生活を支えるためのさまざまな公的な制度があります。活用が可能な制度がある場合には、それらを優先して活用していただきます。

● 生活保護のしくみ

さまざまな調査をしたあと、生活保護を受けることができるかどうかの審査を行います。

生活保護は世帯を単位として決められます。

審査にあたっては、生活費や住居費、医療費などで算定される最低生活費(世帯単位)と世帯の収入(給料、各種年金・手当、仕送りなども含みます。)を比較して判定します。

下図のように、最低生活費に対し、世帯の収入が不足する場合は生活保護を決定し、不足部分を補います。自分で得ることができる収入が最低生活費を超える場合には、生活保護を受けることはできません。

(例)

最低生活費 (世帯の人数や年齢、家賃、医療費などによって決定します。)	
※2 世帯の収入 (就労収入、年金、手当、仕送りなど)	不足してしまう生活費



※1 生活保護費

※1 生活保護費は、世帯員の年齢や人数、家賃、その世帯の収入額などで決定しますので、常に一定のものではありません。

※2 世帯の就労収入については、一定の控除額が認められています。

● 結果通知

申請した日から原則として14日以内(特別な事情で調査に時間を要する場合には最長で30日以内)に生活保護の利用ができるかどうかの結果を通知します。

4

保護開始

(生活保護が始まったら…)

生活保護の開始が決定したかたには、担当するケースワーカーが自立に向けた支援を行います。

● 生活保護の種類

生活保護では、必要に応じて、次の扶助を受けられます。

1 生活扶助

衣食、光熱水費など日常生活に必要な費用を個人の年齢、世帯の人数などで算定します。



5 介護扶助

介護認定を受けているかたが介護サービスを受ける際の1割の自己負担分も※現物給付となるため自己負担が発生しません。(収入額次第では一部自己負担金が発生する場合があります。) なお、介護サービス(住宅改修、福祉用具購入を含む)の利用希望がある場合には、福祉事務所へ相談してください。

2 住宅扶助

家賃、地代、住宅の補修などの費用を定められた限度額内で支給します。

6 出産扶助

出産費用を限度額内で支給します。



3 教育扶助

子どもが義務教育を受けるための学用品、給食費など最低限必要な経費を支給します。



7 生業扶助

高等学校の費用や就職するために必要となる技能、資格習得にかかる費用を支給します。



4 医療扶助

医療費は※現物給付となるため、保険適用内であれば、自己負担は発生しません。治療材料や施術なども要件にあてはまれば、支給できるものもあります。(収入額次第では一部自己負担金が発生する場合があります。)

8 葬祭扶助

世帯員が亡くなった際に必要な火葬費用などを限度額内で支給します。



その他、国民年金保険料、国民健康保険料、市県民税、NHK放送受信料、住民票交付手数料などの減免を受けることができます。

※現物給付→医療行為や介護サービスでかかる費用を福祉事務所が直接医療機関、介護機関に支払うことを指します。

保護費の支給方法



- ① 毎月の保護費 保護費は、原則として毎月5日（5日が土日、祝日に当たる場合は、その直前の平日）に指定の金融機関に振り込みます。
- ② 臨時の保護費 アパートの契約更新料や通学定期代など、臨時で必要となる一時的な保護費は、翌月分の保護費に合わせて支給するか、臨時的に福祉事務所で支給します。

生活保護を受給されるかたの権利

生活保護を受給するかたには、次のような権利が保障されています。

- 生活保護を受けていても他の人と平等に扱われ差別されることはありません。
- すでに決定された保護の内容は、正当な理由がなければ、あなたの不利益になるように変更はされません。
- 保護費や保護を受ける権利は差押ええられたりすることはありません。

※生活保護の変更、停止、廃止などは文書でお知らせしますが、保護の決定の内容に不服があるときは、その決定を知った日の翌日から起算して、3か月以内に静岡県知事に対して審査請求することができます。

生活保護を受給されるかたの義務

生活保護を受給されるかたは、生活の維持や自立した生活が送れるようになるため、次のような受給決まりを守ってください。

- 働けるかたはその能力に応じて、働いて収入を得ることができるよう努めてください。病気やけがで働けないかたは、病院を受診し、治療に専念してください。
- 住宅の家賃、給食費や教材費などの学納金は、それぞれの用途のために支給しているものですので、滞納などがないようにしてください。
- 収入や生活の状態がかわったときは、すぐに担当ケースワーカーにとどけてください。
- 特別な場合以外は、自動車を持ったり、使ったりすることはできません。
- 福祉事務所から、上記の義務や正しく生活保護を利用するために必要な指示や指導を受けたときには、これを守らなければなりません。なお、それに従わない場合は、保護を変更、停止または廃止することがあります。

● 届け出が必要なもの

生活状況・収入状況に変化があったときは、速やかに報告をしてください。

世帯状況に変化があったとき(例)

- 病気やけがで医療機関にかかりたいとき
- 病院に入院・退院したり、施設等に入所・退所した場合
- 家族に変化があったとき(出生・死亡・転入転出・入退学・休学・卒業・入退院・事故・結婚など)
- 就職や離職したとき
- 健康保険の資格を取得や喪失したとき
- 転居しなければならないとき
- 帰省などで家を長期間留守にするとき
- 生命保険などの加入、解約、名義変更をしたとき
- 家賃・地代が変更されるとき
- その他生活状況に大きな変化があったとき

収入に変化があったとき(例)

- 毎月の給与を受け取ったとき、また、賞与収入があったとき
- 年金などの公的手当があった、または増減があったとき
- 生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき
- 交通事故の慰謝料、補償金などがあったとき(交通事故にあったときは、必ず事前に相談してください。)
- 債務整理(個人の借金を整理をすること)による過払金があったとき
- 不動産など資産の売却益があったとき(売却する前に必ず事前に相談してください。)
- 相続、養育費、仕送りなどの収入があったとき
- 介護保険の償還払い金があったとき

※記載したものは一部の例であり、あらゆる収入の申告が必要です。



就労収入については**収入申告**を適正に行えば、次のような**※控除**や、収入として認定しない取り扱いができることがあります。

※控除→ある金額(収入)から一定の金額を差し引くことです。控除された分は手元に残ることになります。

就労収入に対する控除	
① 基礎控除	就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。
② 未成年者控除	未成年者が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。
③ その他の必要経費	社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。
高校生のアルバイト収入	
高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学・専門学校の入学金などの早期自立に充てられると認められたものは、収入として認定しない取り扱いとすることができます。	

※その他、自立更生のために充てられると認められるものについても、収入として認定しない取り扱いができる場合がありますので、申告するときに相談してください。

● 病気やけがで医者にかかるときは

同じ病気で2か所以上の医者にかかったり、遠くの医者にかかったりすることは、制限されることがあります。

次のことを守って医者にかかってください。

- 1 福祉事務所にきて、「医療券」を受けとってから受診してください。
- 2 都合が悪く、福祉事務所に来られないときは電話で連絡してください。
- 3 急病で、休日や夜間などに受診が必要になったときは「休日夜間等受診証」を忘れずに持っていただく。そして、次の日にかならず福祉事務所に連絡してください。

お問い合わせ・相談先

○ケースワーカー(福祉事務所の職員)

ケースワーカーとは、生活保護を利用するかたの困っていることへの解決や自立を目指す上でどうすればよいのかを一緒に考え、手助けする者です。また、ケースワーカーは生活状況の確認や、相談に応じるために定期的にお住まいを訪問します。
何か生活上の問題があれば、遠慮なく相談してください。

○民生委員(児童委員)

民生委員は、福祉事務所の協力機関になっています。生活保護はもちろん、児童問題・母子問題・障害者問題・高齢者問題など、社会福祉全般にわたって相談を受けています。もちろん、相談内容については法律で、プライバシーを守ることになっていますので安心してご相談ください。

各福祉事務所の連絡先

葵福祉事務所

所在地 ● 〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1

電話 ● 054(221)1082～1084

駿河福祉事務所

所在地 ● 〒422-8550 静岡市駿河区南八幡10-40

電話 ● 054(287)8652～8654

清水福祉事務所

所在地 ● 〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8

電話 ● 054(354)2107、2108